

北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月一日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十一區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月能勢郡第二區四番組に入り、同八年四月三十日第十二大區二小區四番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十二大區二小區となり、同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同月二十一日第七分畫に屬し、同十三年七月二日倉垣村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十一戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月		町村制施行 當時的人口	大正元年三月 町村制施行 當時的人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
			町	村			
山内	三〇・六九石	一	吉野	二九・八八石	一七・二二石	七・五三石	二九
倉垣	七九・八九石	一	杉原	二五・七〇石	八・六二石	一・〇三石	二九
計	一、五五・五八石	一		一、五三・五八石	一、五三・五二七	一、五三石	一、七三石

第二十一項 田尻村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、上田尻村・下田尻村の兩村は、其の當時に於け

る同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、兩村名の上下の二字を省きて田尻村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて能勢郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。

大字上田尻

本地は古來能勢郡に屬し、東郷の内にあり、田尻莊と呼び、後上田尻村と稱す。字地に石原・二の宮・藤木といへるあり、攝津志村里の條に「上田尻屬邑三」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。東西南の三面に山嶽を負ひ、北の一面は耕地に臨めり。大日本史民族志に、「源國直子國基、領攝津能勢郡稱能勢氏、四世孫賴仲爲田尻莊地頭、其後稱田尻氏」と見え、又能勢文書に寛喜三年將軍賴經の判物にて、「能勢郡内田尻莊源賴仲、親父賴定朝臣讓狀に任せ地頭職たるべし」と見ゆれば、本地及び下田尻の地は、源賴仲の地頭たりし所にして、後田尻氏と稱して此に住居せしものならん。

妙唱寺は首題山と號し、東郷村大字地黃日蓮宗清普寺末にして、首題寶塔・釋迦多寶二佛及び宗祖日蓮大士を本尊とす。享保年中本地の人立野五郎兵衛の娘某、同家死絶の際父母祖先追福の爲め尼僧となりて妙唱と號し、諸國靈場巡拜の後歸りて、其の自宅を庵室となし、寶曆元年十一月逝去の後は其の遺托に依りて信徒之を保護し、明治十二年十一月十一日に至りて寺號を公稱しけるに、同四十一

年八月二十八日失火して焼失せしかば、翌年再建に着手し、同四十三年一月二十六日本堂金庫裏・玄關・納家等落成せり。境内は九拾坪壹合なり。

本地は慶長五年能勢攝津守頼次の領地となり、寛永三年より嫡子麾下頼重の采地となり、同氏世襲して能勢日向守に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十一區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月能勢郡第一區六番組に入り、同八年四月三十日第十二大區一小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十一大區一小區となり、同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同月二十一日第八分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字下田尻

本地は古來能勢郡に屬し、東郷の内にあり、田尻莊と呼び、後下田尻村と稱す。四境に山嶺を繞らし、字東山に猿子峠あり、明月峠街道筋にして、能勢妙見の參詣道に當れるを以て通行するもの多し。

里俗の口碑にいふ、神功皇后三韓征伐の御歸途、此の地を過ぎ給ひけるに、當時は茫茫たる深溪間な

る一線の谷道にして、方向不明なる折柄、一匹の猿子出で來りて案内しまわらせ、爲めに無事御通過あらせ給ひしかば、是れより猿子峠の名起れりと。

原林神社は北方字丸山にあり、速素盞鳴命を祀れり。里俗の口碑にいふ、社はもと田尻冠者重綱の城中守護神たりしが、元龜年中赤松圓心の爲めに攻められて落城せり、依て現在の地に移せりと。俗に天王と稱し、後冷泉天皇の御宇永承二年の創建なりと傳ふ。明治五年村社に列し、同四十三年七月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十三年九月二十九日大字上田尻字六斗代の村社天神社菅原道眞・同大字々口山内の同稻荷神社宇賀御魂神及び同大字々龜子の無格社龜子神社淡素義烏命・脚摩乳命を合祀せり。境内は四百參拾七坪を有し、本殿・拜殿・社務所及び土藏を存す。氏地は本村全部にして、例祭は十五日に行はる。當社特別の祭式に風流神踊といへるあり。

長久寺は字北脇にあり、善養山と號し、日蓮宗本滿寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。元和六年正月信徒と協力して日久の開創なり。境内は四百貳坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓堂を存す。

田尻御所の址と稱するは字東山にあり。傳へいふ、御所は永承年間御室御所仁和寺の建營に係り、能勢地方を支配せし所なりと。山頂なる雜木の茂生せる森林中の平地は其れにして、其の周圍には濠、池の埋れしが如き凹地を認む。

田尻御所の址

原林神社

長久寺

阿部泰氏の
塔

阿部泰氏の塔は字鹽谷にあり、面積四畝貳拾貳歩の地にして、老松古杉鬱蒼せり。塔の高さ五尺にして、四面に壹字宛の梵字を刻せるのみ。傍に高さ貳尺貳寸の五輪塔參基を存し、掃除は常に附近の者に依りて行はれ、淨砂を散布せり。俗傳に依れば、同氏は阿部晴明の後胤なり、此に名湯のあるを聞き、愛妾葛葉を携へ來り、隱栖して湯治に餘生を送れり。之が爲め鹽谷湯の名世に高く聞え、來遊するもの多く、一時の盛況を呈せしといふ。

松王兒童塔
松王兒童の塔は字天水にあり、高さ貳尺・臺角廻壹尺の五輪塔四基を存す。以前は相當の修理及び祭祀行はれしが如くなれども、其の後裔なりといへる所有者松尾某赤貧にして、今は修理祭祀ともに行はれず、空しく荒頽に委し、塔の如きも壞されて舊形の見るべきものなし。塔及び松王兒童のこと

に就ては、攝津名所圖會に記する所あるを以て、左に之を掲記せん。

松王兒童の塔 傳云、平相國清盛兵庫築島成就し難きによつて、阿部泰氏に考させたまふ、人柱^{ムツル}以てこれを築きたまはゞ成就すべしといふ、松王其捕人と成て、築島既に成れり、泰氏思ふに、松王宿縁ありといへどもわれを恨ん、これを散ぜんが爲に此塔をこゝに造り、菩提を弔ひけると也、

築島 又の名經島ともいふ、今之兵庫津一地なるべし、平相國遷都の下心ありけるにや、應保元年二月上旬阿波民部重能奉行として、畿内の課役五萬人を促して、鹽打山を崩して海面三十餘町を築出す事毎度なるに、築果れば土石漂流て元の海となる、其時陰陽士四倍泰氏に命して考させたまふに、泰氏卜て曰、龍神此海底に住て陸地と成る事を惜むなり、これを宥んとならば、三十人^レ人柱を沈めて、其上大小の石に一切經を書寫し、海底に藏めて此島を築かしめたまはゞ速に成就すべき由申す、故に

本地の領主及び區畫の變遷は、大字上田尻に同じ。

大字	字	舊石高	明治九年改正有租地反別	明治九年一月町村制施行の反別	一日現在人口	當時的人口	大正元年三月町村制施行の反別	大正九年十月一日末日現在人口	或勢調査の人口
上田	尻	四百四十二	五百三十一	五百三十一	五百三十一	五百三十一	五百三十一	五百三十一	五百三十一
下田	尻	五百五十九	五百六十九	五百六十九	五百六十九	五百六十九	五百六十九	五百六十九	五百六十九
計		一千零九十五	一千零九十五	一千零九十五	一千零九十五	一千零九十五	一千零九十五	一千零九十五	一千零九十五

第二十二項 西郷村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、宿野村・大里村・柏原村・平通村・下田村・片山村・栗柄村の七ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は能勢郡の西方に位して西郷の一部なり、

故に其の名を探りて西郷村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて能勢郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。

大字宿野

本地は能勢郡に屬し、西郷の内にあり、玖左佐村(一に來狹々)と稱せしが、後宿野村と稱す。舊名の玖左佐は日本書紀雄略天皇十七年の條に、「春三月丁丑朔戊寅、詔土師連等、使進應盛朝夕御膳清器者、於是土師連祖吾筈仍進攝津國來狹々村・山背國內村・俯見村・伊勢國藤形村及丹波・但馬・因幡私民部、名曰贊士師部」と見ゆる來狹々村にして、川邊郡の内なりしが、其の川邊郡を離れて能勢郡に入りしは、續日本紀元明天皇和銅六年の條に、「九月己卯、攝津職言、河邊郡玖左佐村、山川遠隔道路嶮難、由是大寶元年始建館舍、雜務公文一准郡例、請署郡司、許之、今能勢郡是也」と見ゆる和銅六年なり。當時の玖左佐村は本地のみの稱にはあらずして、本地を中心とする附近一帶の總稱たりしなるべきも、年所を経て其の一部たる本地のみに其の名を残せしは、本地は分郡の當時より郡司の館舍等を置かれし所たりしに依れるならん。東西北の三面に山を負ひ、南方のみ僅に耕地に臨める溪澗の地にして、溪流は中央を通じ、字地に上・中・下の稱あり、攝津志村里の條に「宿野屬邑三」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。前記日本書紀に見ゆるが如く、土師氏の土器を造りし所にして、後

世に至りても其の出せる土器は、宿野土器と呼ばれて其の名世に聞え、今に其の遺風を残せり。

久佐々神社は宇宮山の麓にあり、延喜式内の神社にして加茂別雷神を祀れり。和銅六年の創建にして、社名は地名の來狹々に因み、里人は訛りて草々明神と稱し、一に大宮と呼べり。享保年中一たび宿野神社と改めしも、同十八年に至りて復稱せり。本地の產土神にして明治五年郷社に列せらる。社殿は往時の建物腐朽大破に及びしを以て、安永九年八月之を再建せり、即ち現在の建物にして春日造檜皮葺なり。外に拜殿・祓殿・神輿庫・寶庫・門・社務所等を存し、末社に大國主神社・豐受姬命神社、事代主神社・宇賀御魂神社あり。神社合併の議あるに及び、明治四十年五月二十一日大字平通字東山の同の無格社八坂神社(速素盞)・大字柏原字西山の村社日吉神社(猿田彦命)、同年六月十四日大字大里字森裏八坂神社(鳥命)、同年十月十一日大字片山字上山の同八幡大神宮(應神)、同四十一年四月十六日大字下田字上山の同歲神社(大歲)を本殿に合祀し、同四十年五月十日本地字出バリの無格社歲神社(大歲)・字岩金の同山神社(大山)・字九頭森の同九頭神社(知多那美神)・字吉田山の同水神社(天水)・字宮上の同八幡神社(天神)・同月廿一日字上野田の同八坂神社(素速盞)・字矢神前の同天滿神社(菅原道眞)・字寺前の同日吉神社(大年)・同大字々小助垣内の同稻荷神社(宇賀御)を末社大國主神社に、同四十年五月十日本地字狸岩の同事平神社(金山彦命)・字宮上の同事平神社(金山彦命)・大字大里日廣の同事平神社(金山彦命)、同月十四日本地字ジ・石の同事平神社(金山彦命)。

(金山)を末社事代主神社に、同年六月十四日大字平通字石垣内の同稻荷神社(豐受)を末社宇賀御魂神社(彦命)に合祀し、同年五月二十一日大字柏原字高井の同曾我神社(曾我寺宗)を移轉合併し、同四十一年五月神饌幣帛料供進社に指定せらる。氏地は本地及び大字大里・同柏原・同平通・同下田・同片山にして、例祭は五月十六日、夏祭は八月十一日なり。境内は貳千貳百坪を有し、老杉古檜繁茂せり。神籬の中に一奇草あり、葉は薺に似て貳寸許、玄冬寒中に初めて葉を生じ、立春の旦花を開き、花の形は白梅に似て一莖一華なり、故に一華草と呼べり。夏に至れば凋枯し、他に移せば開花期を失ひて榮へずとなん。昔菅家の雲客此の地に駕を枉げしき、持ち歸りて寛文天皇に獻じたるに、天皇は觀覽あらせられたる後、尙書に命じて記せしめ給ひしと傳ふ。

西方寺 寛學寺は宇寺の前にあり、照草山と號し、真言宗仁和寺末にして十一面觀世音を本尊とす。寛永三年僧堯順の創立なり。天明二年辨明之を再建せり。境内は參百坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓堂・藥醫門を存す。

西方寺は宇北村垣内にあり、鎮流山と號し、淨土宗福田寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十九年福田寺二世天譽の創立なり。享保九年久譽之を再建せり。境内は壹百貳拾五坪を有し、本堂兼裏庫を存す。

常慶寺 常慶寺は宇津田垣内にあり、萬龍山と號し、曹洞宗洞雲寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。創立の

年月は詳ならず。月峯重源なるものゝ開創なり。もと真言宗なりしが、元暦年中朴堂のときに轉宗せり。境内は貳百參拾壹坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に鎮守堂あり。

桂林寺 桂林寺は宇森脇にあり、瑞雲山と號し、曹洞宗洞雲寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。天文十七年二月開山方外の檀徒の寄財を以て創立せし所なり。境内は壹百九拾四坪を有し、本堂兼庫裏・土藏・藥醫門を存す。

寶琳寺 寶琳寺は宇寶琳寺にあり、歡喜山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。真言宗に屬して鎮守山寶琳寺と稱し、敷地は除地たりしも、荒敗すること久しがりしを、文明十年二月丹波國南桑田郡西加舍村住人加舍茂左衛門爲光の三男三郎宗成、十六歳にして出家し、同村真言宗丸岡山延福寺七世良歡法印の直弟となり、得度して教順と法名し、明應元年正月本地に來り、當寺を再興せんとするの志を起し、一村自他の檀徒隨喜協力して之を再建し、山號を歡喜山と改め、同八年十二月真宗に轉じ、後明和三年正月堂宇大破に及びしを以て、十世真歡私財を投じて之を再建せり。然れども所屬本寺なかりしが、天和五年十一月初めて西本願寺の末となる。境内は貳百四拾坪を有し、本堂兼庫裏及び土藏を存す。

宿野城址 宿野城址あり、傳へて井内孫之進源景忠の居城なりしといふ。後裔は今に存すれども、遺形の認むべきものなし。又七星城の址あり、城は一に撰見之館と呼べり。傳へいふ、永延元年多田満仲の弟満

快の男満國此に築き、撰見之館と名づけて居城と爲し、其の後建久の初年田口判官頼基之に據りて大に壘壁を修め、爾來子孫世襲して義盛に至り、足利氏に従ひ功を以て代々其の居城と爲したりしが、頼亮のとき天正七年八月織田七兵衛尉信澄に攻められて陥り、終に廢墟となれり。

本地は慶長五年より能勢攝津守頼次の預所たりしが、元和八年より徳川氏代官の支配に歸し、寛永五年大坂城代阿部備中守正次の役知に轉じ、天保十年永井直寛の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月能勢郡第一區四番組に入り、同八年四月三十日第十一區一小區となり、同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同月二十一日第四分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字大里

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内にあり、もと雄村郷にして枳根莊に屬せしが、寛永九年より大里村と稱す。舊郷名は和名抄に「雄村^{雄無}」と載せられたるものはれなり。字地に上殿といへるあり。四

境山にして、人家は其の間に散在せり。

劍尾山は北方にあり、高さ參千餘尺にして、秀麗の孤峯突兀として蒼天を摩せり。本地より登るを本道といひ、參拾六町にして山頂に達す。山は攝津風土記に見ゆる下槌山なりといふ。

攝津風土記 舊有大神、云天津鰐、化爲鷺而下止此山、十人往者、五人去、五人留、有久波乎者來此山、伏下槌而屬於神許、從此

槌内通而禱祭、由是曰下槌山、

萬葉 思娘子作歌

白玉の人のその名を なかくにことのなはへす 遇はぬ日のまれく過ぐれば 繼ふる日の累りゆけば
思ひやるたときをしらに きもむかふ心くたけて なまたすき懸けぬときなく くちやますわか思ふこ
を 玉くしろ手にまきもちて まさかゝみたゞ目に見れば 下槌山したゆく水の 上にいてすわか思ふこ
ゝる 安からめやも

月峯寺の舊

山巔に數町の坦地あり、即ち月峯寺の址にして、丈餘の巨松は雲間に盤舞し、七堂伽藍の礎坊舍の址は歴々として明に見るを得べし。其の他岩の名あるもの、石の題あるもの、又水の詩あるもの少からざるが中に不動石あり、其の状天然に湧出せるが如し、面に不動尊の像を刻せり。白蛇石・黒蛇石は其の上にあり、蓮華石は北にあり、尙其の邊には梵字石あり、天狗石あり。不動石の西南に一靈池あり、碧水常に漾々せり、天竺の無熱池に擬して、日羅の護摩の加持水を没みし所なりと。寶塚は西。

南の麓にあり、聖德太子の御衣及び寺寶の金雞參箇を埋藏せし所なりと。里俗の口碑に依れば、毎歲元旦には其の雞聲を發して曉を報すといふ。而して蓮華石の上に登れ、十有餘州の山川は悉く雙眸に入り、殊に山城の比叡・愛宕の諸山は呼べば將に應へんとし、大阪灣は近く脚下に碧色を湛ふ、蓋し天下の大觀なり。

月峯寺は劍尾山の麓字圓山にあり、劍尾山と號し、真言宗高野派西南院末にして千手觀音を本尊とする。像は僧日羅の作・丈七尺五寸の座像にして、即ち同人作二軀の一なりと(他の一は尼ヶ崎大覺寺に安置せりといふ)。推古天皇の御宇聖德太子の開創に係れり。是れより先、百濟僧日羅上人佛法弘通の爲め本邦に來航し、伽藍建設の地を覓めんと欲せしに、太子百官を率ゐ日羅を伴ひて劍尾山に登臨せられ、山の高くして紫雲の鬱鬱たるを見て佛法興隆の靈地となし、乃ち寺を創建し給ひしもの即ち當寺にして、日羅は當寺にありて修法しけるに、不動の利劍虛空より護摩壇に飛來せしかば、山を劍尾と號し、又光明を放つ一靈槐樹ありて中より壹寸八分の觀音佛出現し、槐と月と、放と峯とは國音相通するを以て、寺を月峯寺と稱し、爾來法燈益熾にして、郡内の大伽藍たりしが、降て天文十四年十二月二日丹波國八上城主波多野與兵衛當郡に入りて掠略せるに際し、兵燹に罹りて灰燼と化し、寛文四年に至り僧觀行といへるもの寺域を現今の所にトして再建したるも、其の後漸次衰頽に傾き、明和八年より無住となりて已に廢寺に及はんとせしを、明治三年五月九日僧覺譽の再營せしもの現在の堂宇是れなり。境内は九

百九拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・土藏及び大師堂・青面金剛堂を存す。寺寶に明應四年藤原公夏の筆に成れる七堂伽藍粉色繪入の縁起書あり、明治二十年二月先帝陛下の浪華に行幸あらせられしどき、天覽の榮を賜はりしものにして、鑑査狀附なり。其他所藏の寶物多し。

圓通寺は宇森の裏にあり、普門山と號し、臨濟宗妙心寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。由緒は詳

ならず。境内は壹百貳拾八坪を有し、本堂兼庫裏・土藏・門を存す。外に地藏堂あり。

本地は慶長五年より能勢攝津守賴次の預所たりしが、元和八年徳川氏代官の支配に歸し、寛永五年大坂城代阿部備中守正次の役知に轉じ、慶安二年保科越前守正景の領地となり、同氏世襲して彈正忠正益に至り、明治二年六月上地せり、依て飯野藩の支配に移り、同三年十月四日兵庫縣の管轄に換り、同四年八月同縣第三十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區劃の變遷は、大字宿野に同じ。

大字柏原

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内にあり、枳根莊に屬せしが、寛文九年より柏原村と稱す。東南西に山を繞らし、北は平夷にして宿名川其の中央を貫流せり。川の東側に冷泉あり、長さ壹間貳尺・幅四尺・深さ參尺五寸にして鹽分を含み、滾々として流出し、常に水泡をなせり、攝津志山川の條に

「潮泉有二、一在柏原村、一在鹽村」と記せるものはれなり。

名月山
名月姫の墓

名月山は東方に聳え、嶺上より兩分して、東方は田尻村大字下田尻に屬し、西方は本地に屬す。登路一條、字石田より左折して上り、拾五町にして山巔に達す、謂ゆる明月峠是れなり。山上の村界に名月姫の墓あり、東西參間・南北貳間半・面積七坪半の地域に、東西南の三面は荊棘を以て垣となし、其の中位に自然石を据え、方貳尺の臺石を置き、上に高さ貳尺五寸の五輪塔を建てる。其の左右に並べる小形の五輪塔は、姫の父國春及び其の夫家包の墓なりといふ。姫は三松刑部左衛門尉國春の女にして、能勢藏人家包の室なり、艶容麗姿恰も明月の如くなりしを以て此の名あり。平相國清盛之を聞きて、數次招きしも節を持して應せざりしかば、清盛怒りて國春及び家包を召して之を強い、二人は相國の權威に怖れて諾し、家に歸りて之を姫に告げしに、姫は其の不貞を如何せんとて遂に自刃しければ、姫の屍を葬りしもの即ち此の墓にして、後世其の貞節を美とし、山及び峠に明月の名を附して、以て永く其の美德を表せりといふ。國春及び家包の第宅は本地にありしと傳ふれども、今其の址は詳ならず。一説にはいふ、大字大里の五反畠と字せる所其れなりと。

鬼王・團三郎兄弟の塔は南方字高井の上にありて、舊曾我神社の址より北參拾間許なり。面積貳坪許の裡に、高さ壹尺八寸許の五輪塔貳基相並べり。鬼王は東鑑に「建久三年八月十四日、鶴岡放生會相撲六番鬼王云々」を見ゆるものはれなり。傳へいふ、鬼王・團三郎は本地の產にして、共に曾我氏に

鬼王・團三郎兄弟の塔

仕へじが、祐成・時宗の共に隣を報じて死するに及び、兄弟は共に亡主菩提の爲め諸國を行脚して神社佛閣を巡拜し、老ゆるに及び歸村して草庵を結び、庵側に小祠を建て、二君の靈を祀りて曾我宮と稱し、本地に終れりと。塔は其の末裔の建てし所にして、瘧疾を患ふもの祈願すれば驗ありと稱し、俗に薬師と呼ばる。祠は傳へて本地に存せしが、明治四十年五月大字宿野の郷社久佐々神社に合祀せられて今はなし。

本地は慶長五年より能勢攝津守頼次の預所たりしが、元和八年徳川氏代官の支配に歸し、寛永五年大坂城代阿部備中守正次の役知に移り、慶安二年安部攝津守信盛の領地に轉じ、寛文年中再び徳川代官の支配に歸し、天保十年永井直寛の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に換り、同四年八月同縣第三十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月能勢郡第一區五番組に入り、同八年四月三十日第一大區一小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十一大區一小區となり、同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同月二十一日第五分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字平通

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内にあり、枳根莊に屬せしが、寛永九年より平通村^{ひらとむら}と稱す。平通はもと平道理に作れり。東南北の三面に山を負ひ、西に川を帶べり。

新南寺は字古垣内にあり、長壽山と號し、曹洞宗洞雲寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明五年三月開基玄瑞の檀家の寄財を以て創立せし所なり。境内は貳百貳拾五坪を有し、本堂兼庫裏・藥醫門を存す。

本法庵^{ほんぽうあん}は字高垣にあり、大圓山と號し、曹洞宗大廣寺末にして釋迦尼佛を本尊とす。寛文七年九月惠性の創立、禪闇の開山なり。明治三十年七月五日細河村大字木部より當所に移轉せり。境内は八拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

平通城の址は字南山にあり、城は岡崎左衛門尉平宗盛の據りし所にして、今も其の址なるを認むべし。宗盛は其の先高望王に出で、七代岡崎四郎義實の裔なり。天正七年八月織田信澄と戰ひて利あらず、陣歿して城遂に陥れり。邑の岡崎主計介氏は其の末なりといふ。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字柏原に同じ。

大字片山

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内にあり、枳莊に屬せしが、寛永九年より片山村と稱し、延寶七年屬邑下田皮多を分ちて下田村を置けり。字地に赤馬・吉山といへるあり。東西南の三面に山を負ひ、北に川を帶べり。

永春院は字小助垣内にあり、東光山と號し、淨土宗西光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿七年開基光譽檀家と協力して創立し、天保十一年三月七日火災に罹りて焼失しければ、弘化元年十九世精譽檀家の協力を得て之を再建せり。境内は壹百四拾參坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

城山は西方にあり、山頂は片山城のありし所にして、其の址は東西五拾間・南北四拾間の坦地を爲せり。然れども今は殘礎の存するものなく、雜木疎生せるのみ。應仁年中鹽山肥前守源景信の築きて據りし所なりといふ。

御門第と稱する所あり。傳へいふ、後土御門院の應仁年中、京都戰亂の爲め官家大に衰微しければ、公卿來りて暫く此に蟄居し、以て世の靜謐を待ちし所なりと。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字柏原に同じ。

大字下田

本地は古來能勢郡に屬し、下田皮多と稱して片山村の屬邑たりしが、延寶七年分れて下田村と稱す。攝津志村里の條に「片山屬邑」と記せるは、本地を指せるなるべし。

福恩寺は字寺垣内にあり、實光山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本田右近なるもの隆貴と法名し、大同二年弘法大師の徒弟となりて創立し、天正十年住職慈觀真宗に轉じて再建せり。境内は貳百九拾四坪を有し、本堂・庫裏・土藏・長屋・藥醫門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字柏原に同じ。

大字栗栖

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内にあり、枳根莊に屬せしが、寛永九年より栗栖村と稱す。字地に大名・洞寺畠といへるあり。東南に山を負ひ、西北は耕地にして栗栖川其の中央を貫流せり。河中に赤淵と呼べる所あり。里諺にいふ、昔七郎景安なるもの本地に居住して武勇の譽あり、旦夕獵を好めり、ある日山林に出で、遠く逍遙し、夕陽已に落ちて此の淵の上に臥せしに、水中より毒蛇這出で來りて景安の足の大指を喰ひ、引て呑まんとしければ、景安驚き覺め、矢を取て其の雁股を挿みしに、

蛇は忽ち二つに裂けて水は朱となれり、其れより此の名起れりと。

大谷山は東方に孤立し、嶺上より兩分して、東北は大字大里に屬し、西南は本地に屬す。登路二條あり、一は大字大里より上り、一は本地字洞ヶ芝より左折して上り、貳町にして路險ならず。山上に吉村城の址あり、東西拾貳間・南北九間にして樹木叢生す。傳へいふ、天文年中吉村備後守源盛光の居城なりしと。其の後裔は今尙邑に殘れり。山下に芝生あり、即ち栗栖の古戰場にして、天正年中織田信澄の山邊城主大町右衛門尉宗長を攻めしとき、宗長は敗走し來りて此に殺され、今に荊棘の生せざるは宗長の怨靈の爲す所なりと。

栗栖城址は宇森谷にあり。城は水原右衛門尉源盛景の居城にして、水原源六郎光景に至り、鹽川伯耆守に攻められて落城せりといふ。

洞雲寺は字洞寺畠にあり、雞足山と號し、曹洞宗景福寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。嘉吉元年四月能勢藏人頼基の創立なり。境内は參百五拾參坪を有し、本堂・庫裏・玄關・土藏・納家・鐘樓・門を存す。外に觀音堂あり。

本地は慶長五年より能勢攝津守頼次の預所たりしが、元和八年徳川氏代官の支配に歸し、寛永五年大坂城代阿部備中守正次の役知に轉じ、慶安二年安部攝津守信盛の領地となり、同氏世襲して攝津守信發に至り、明治二年六月上地せり、依て半原藩の支配に移り、同四年七月十四日半原縣に屬し、同門を存す。

年十一月十五日額田縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字柏原に同じ。

大字	舊石高	明治九年改正		明治九年一月		町村制施行	當時の反別	町村制施行	當時の人口	大正元年三月	國勢調査の人口
		有租地	反別	一日現在人口	當時的人口						
宿原	七元石七十七石	三元・八八九	七・五七七	三三	大・堺	大・堺	大・堺	大・堺	大・堺	大・堺	大・堺
柏原	三元・三五九	一五・四四五	二〇・三三〇	二〇・三三〇	平通	平通	平通	平通	平通	平通	平通
片山	三元・四〇〇	一五・四四五	二一・三三〇	二一・三三〇	下田	下田	下田	下田	下田	下田	下田
栗相	二二・六五五	一〇・一	二一・六六四	二一・六六四	栗相	栗相	栗相	栗相	栗相	栗相	栗相
計	二・八五・五四二	五七・六一四	一九六	一九六							

第二十三項 枳根莊村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、山邊村・天王村・山田村・長谷村・垂水村・神山村、今西村・森・村・平野村・稻地村・上杉村の十一ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の

區域に依りて一村を設け、其の地は往時の枳根莊なるに依り、其の名を探りて枳根莊村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて能勢郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豐能郡に屬す。

大字山邊

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内にあり、枳根莊に屬せしが、寛永九年より山邊村と稱す。字地に慈光院・小井・平井・森所・前所・鳴瀧・松柏といへるあり。姓氏錄攝津國皇別に、「山邊公、和氣朝臣同祖、大鐸和居命之後也」と見ゆる山邊氏の居りし所ならん。四面皆山にして、人家は其の半腹に散在せり。

鷹爪山は東方にあり、一に城山と呼べり、即ち山邊城のありし所なり。城は一に鷹爪城ともいへり。址は東西貳町・南北六町にして、回字形を爲し、石壁所々に散在せり。天文年中大町右衛門尉平宗長の居城たりしが、鹽川伯耆守國満の織田信長の命を受けて來り攻め、火を放つに及びて落城し、ついで墟となれり。

鷹爪山

山邊城址

山邊神社

山邊神社は南方字シバラにあり、速素盡鳴命・八耳太子・應神天皇・源滿仲を祀れり。推古天皇の御宇百濟の沙門日羅劍尾山を拓きて月峯寺を創建し、八耳太子の法筵に親臨ありし時、此の地靈瑞を現せしかば、同太子の命に依りて神殿を構へ、素盡鳴命を勧請せしもの當社の起原なり。降て二條院

の長寛二年當莊の管領右衛門尉源義景夢感に依り、勅を奉じて八耳太子自作の像を配祀せり。天文十四年十二月二日の夜半、丹波國八上城主波多野下野守秀春・副將波多野與兵衛襲ひ來りて月峯寺を焼き、翌日多田莊山下城主鹽川伯耆守襲來しければ、一莊の土は兵を交へて當社を寨と爲せしを以て、神祠は破られ什物は散亡せしが、同十三年七月廿三日再營成り、元祿十年六月三日宗源の宣旨を以て、正一位を授かり給ひ、明治五年村社に列し、同四十年五月十三日字稻荷山の無格社稻荷神社（天皇・火・產靈神）を合祀し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。神域は丘上にありて古木鬱蒼し、六百八拾坪の境内に本殿・拜殿・祭器庫・社務所を存し、末社に皇大神社・天兒屋根命社・稻倉魂神社・事代主神社・菅原神社・豐受比賣神社・火產靈神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は七月十日、秋祭は十月の九・十兩日なり。太子の御詠と稱する和歌あり。

長かれとなほ祈るかな足曳の山邊の宮の秋の夜の月

玉泉寺は字堀下にあり、青龍山と號し、真言宗高野派西南院末にして千手觀世音を本尊とす。元和二年五月良海の開創なり。境内は四百拾九坪を有し、本堂兼庫裏の外に觀音堂あり。

大泉寺は字中尾にあり、中尾山と號し、真言宗高野派西南院末にして大日如來を本尊とす。もと大里村楓ヶ峯寺の塔中たりしが、天正年中良實法印當所に移轉再建せり。境内は貳百五拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・長屋門を存す。

廣福寺

廣福寺は字七寶にあり、七寶山と號し、曹洞宗方圓寺末にして聖觀世音を本尊とす。元祿三年本地住人森本治右衛門の創立なり。境内は壹參拾七坪を有し、本堂兼庫裏・土藏を存す。

西林寺は字西森にあり、松月山と號し、曹洞宗洞雲寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。寛永元年四月檀家の寄財を以て守永和尚の開創なり。境内は壹百七拾坪を有し、本堂兼庫裏・土藏を存す。

本地は慶長五年より能勢攝津守頼次の預所たりしが、元和八年徳川氏代官の支配となり、寛永五年大坂城代阿部備中守正次の役知に轉じ、慶安二年安部攝津守信盛の領地となり、同氏世襲して攝津守信發に至り、明治二年六月上地せり、依て半原藩の支配に移り、同四年七月十四日半原縣に屬し、同年十一月十五日額田郡の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月能勢郡第一區三番組に入り、同八年四月三十日第一大區一小區三番組に改まり、同九年九月十八日番組廢せられて單に第十一大區一小區となり、同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同月二十一日第三分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字天王

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内にあり、枳根莊に屬して天野村と稱せしが、寛永九年より天王

高皇產靈神社

村と稱す。天王の稱は高皇產靈神社の條に記するが如く、大梵天王を產土神に祀りしより起れりと傳ふ。字地に東所・北所・西側といへるあり。郡の最北端にして、東は丹波國南桑田郡土ヶ畠村・船井郡大川・天間の兩村に接し、西は同國多紀郡籠坪村及び當國川邊郡松生村に界し、四境に山を負ひ、人家は溪川の兩側に散在せり。

高皇產靈神社は宇宮山にあり、高皇產靈神を祀れり。創建の年月は詳ならず。傳へいふ、昔沙門日羅の剣尾山を開きて月峯寺を創立せし當時、此の天野村にも七堂伽藍を建設し、且宮尾山林に大梵天王を勧請して產土神と崇敬し、村名をも天王と改めしが、遙に年所を経て後、疫病流行して累年絶えず、戸口其の半を減じければ、村民之を怖れ寺僧をして神勅を請はしめたるに、社地の上流に當りて汚穢の墓を設けたるに依れりとの神勅なりしを以て、清淨の社地を撰みて社殿を造營し、永祿二年六月十九日遷座し奉りしもの即ち現在の社地是れにして、爾年六月十九日と十月十九日を以て例祭日と定めて祭祀の典を行ひ、戸口増殖して漸次繁榮せりと。明治五年村社に列し、同四十年五月十一日宇古宮の無格社稻荷神社(宇賀御)を合祀し、同四十三年七月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀せられたる稻荷神社のありし宇古宮は、即ち移轉前に於ける當社の舊地なりといふ。境内は壹千貳百貳拾貳坪を有し、本殿の外に祓殿・寶庫・社務所を存し、末社に山神社・愛宕神社・稻荷神社・秋葉神社・出雲神社・天満宮社・恵比須社・大將軍社・若宮神社・長谷川社・木村社あり。末社中の長谷川社は

長杉寺

長谷川六兵衛の靈を祀りて元祿九年五月の勧請、木村社は木村惣左衛門の靈を祀りて文政四年十二月の勧請なり。祭られし兩人は共に當時の代官にして、六兵衛は氣候不順の爲の年穀稔らざりしどき、租米貳拾貳石九斗七合を減免し、惣左衛門は大洪水の氾濫に依りて田畑の損害大なりしどき、租米四拾石を三年間減免したるを以て、其の恩を謝せんが爲めに祀りしものなりといふ。氏地は今も本地一圓にして、祭日は變更せられて例祭は七月十九日、秋祭は十月十九日に行はる。

長杉寺は宇風呂の本にあり、巨嶺山號し、臨濟宗妙心寺派盛岳院末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。寛永十七年六月檀家の寄財を以て龍天の開創なり。境内は參百坪を有し、本堂兼庫裏・土藏を存す。

金閣寺は字境垣内にあり、妙知山號し、曹洞宗洞雲寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。慶長八年二月八日栗栖村洞雲寺八世傳興の創立なり。境内は壹百五拾六坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

本地は慶長五年より能勢攝津守賴次の預所たりしが、元和八年より徳川氏代官の支配に歸し、寛永五年大坂城阿部備中守正次の役知に轉じ、慶安二年再び徳川代官の支配に歸し、天保十年永井飛彈守直寛の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月廿四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區劃の變遷は、大字山邊に同じ。

大字長谷

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内にあり、枳根莊に屬せしが、寛永九年より長谷村と稱す。字地に殿の辻・三の谷・土井所・藪所・向ひ所・北の所・上の所といへるあり。西南北の三面に山を負ひ、人家は其の半腹又は溪間に散在せり。

臥龍院は宇セコガ谷にあり、鳴海山と號し、臨濟宗東福寺派永源寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。寛永十七年三月檀家の寄財を以て寶珠の創立せし所なり。境内は壹百七拾九坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。外に庚申堂あり。

妙圓寺は宇上松垣内にあり、法性山と號し、日蓮宗本滿寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長二年三月日慶の檀徒の協力を得て創立せし所なり。境内は四百坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。外に鬼子母神堂あり。

長谷城址は宇土井所にあり、今は殿屋敷と稱し、能勢小重郎の家士長谷景綱の居りし所なり。景綱は源満政十八代山田左衛門景政の次男長谷川刑部景通の子にして、元和元年五月大坂の役には大坂方に従ひしが、後歸郷せりといふ。

本地は慶長五年より能勢攝津守頼次の預所たりしが、元和八年徳川氏代官の支配に歸し、寛永五年

長谷城址

大坂城代阿部備中守正次の役知に轉じ、慶安二年保科越前守正景の領地となり、同氏世襲して彈正忠正益に至り、明治二年六月上地せり、依て飯野藩の支配に移り、同三年十月四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月能勢郡第一區二番組に入り、同八年四月三十日第十一大區一小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十一大區一小區となり、同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同月二十一日第二分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字山田

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内にあり、枳根莊に屬せしが、寛永九年より山田村と稱す。字地に日の谷・石堂・フムロ・下モヨリといへるあり。西南北に山を負ひ、其の脈は中央に突出せるを以て、地形は兩岐を爲して人家は溪間に散點し、溪水は東流せり。

城山は南方にあり、嶺上より二分して、南は大字垂水に屬し、北方は本地に屬す。登路二條、一は大字垂水よりし、一は本地宇井戸落より上り、八町にして峠なり。山頂に山田城の址あり、東西七拾參間・南北貳拾五間にして、回字形五稜形等をなせるも、石壁等の存するものなし。傳へいふ、三田

山田城址

第三篇 國郡市町村志

第一章 摂津國

第五節 豊能郡 枳根莊村

三之丞景明の居城にして、其沒落は文明九年なりと。

本光寺は字垣内にあり、瑞祥山と號し、臨濟宗妙心寺派法常寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。寛永五年三月本山開山佛頂の創立なり。明治四年五月住職白巖檀家の協力を得て之を再建せり。境内は四百拾四坪を有し、本堂兼庫裏・土蔵・表門を存す。

本地は慶長五年より能勢攝津守賴次の預所たりしが、元和八年徳川氏代官の支配に歸し、寛永五年大坂城代阿部備中守正次の役知に轉じ、慶安二年再び徳川代官の支配に歸し、天保十年永井飛驒守直寛の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高櫻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、同十七年七月一日第二十四戸長役場の管理區域に入りたるの外は、大字長谷に同じ。

大字垂水

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内にあり、枳根莊に屬せしが、寛永九年より垂水村と稱す。字地に櫻坪といへるあり。

本地は慶長五年より能勢攝津守賴次の預所たりしが、元和八年徳川氏代官の支配に歸し、寛永五年

大坂城代阿部備中守正次の役知に轉じ、慶安二年再び徳川代官の支配に歸し、天保十年永井飛驒守直寛の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高櫻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字長谷に同じ。

大字神山

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内にあり、枳根莊に屬せしが、寛永九年より神山村と稱す。字地に平石といへるあり。

三草山は西方にあり、嶺上より二分して、西南北の三面は大字長谷に屬し、東方は本地に屬す。もと美奴賣山と呼び、攝津風土記に依れば、美奴賣神の居り給ひし所なるが、後美奴賣浦に遷座ありしといふ。山頂に清山寺の址あり。傳へいふ、聖德太子の從者日羅道人、山頂に靈氣の鬱鬱たるを看、登りて老翁に逢ひ、三草を得しに、其の一草忽ち千手大悲と化現し、二草も亦各不動・毘沙門の二尊となる、道人感悅して精舍を起し、其の像を安じて三草山清山寺と名づけ、四十九谷ありて一谷一院を置き、後貞觀十四年三月六所權現を勧請して鎮守となし、諸堂巍々たりしが、降て元龜二年十二月十四日兵燹に罹りて鳥有に歸し、舊に復する能はずして、本尊は村の小祠に移して安置せりと。山はま

元暦元年の源平戦に其の名を揚げたる古戦場にして、事は載せて東鑑及び平家物語等に見ゆれば、古戦場

之を抄記せん。但し書中に見ゆる平家の陣所は、丹波の界なる播州清水寺の麓三野村なるべし。

攝津風土記

美奴賣松原、今稱美奴賣者神名、其神本居能勢郡美奴賣山、昔息長足比賣天皇幸子筑紫國時、集諸神祇於川湯郡内神前松原以求祈福、于時此神亦同來集、曰吾亦護佑、仍諭之曰、吾所住乃山有須義之木木名、各宜材採爲吾造船則乘此船而可行幸、

當有幸福、天皇乃隨神造命造船、此神船乘遂征新羅、一云、子作此船大略率如牛頭、自然便對馬海、還到此處、不得樂法、仍ト占之日神逐移教乃歸還來之時、祠祭此神於斯浦、並留船

以獻神、亦號此地曰美奴賣、

東鑑 摶手大將軍源九郎義經也、中略相從軍勢都合二萬餘騎也、平家聞此事、新三位中將資盛獨・小松少將有盛已上七千餘騎、若干當國三草山之四、源氏亦陣于同山之東、隔三里行程、源平在東西、

平家物語

搦手の大將軍には九郎御曹司義經、同伴の人々には安田三郎義貞・大内太郎惟義・村上判官代康國・田・冠者信綱、侍大將には土肥次郎實平・子良彌太郎達平・三浦介義澄・子息平六義村・畠山庄司次郎重忠・同三郎重清・佐原十郎義連・和田小太郎義盈・同次郎義茂・三郎宗實・佐々木四郎高綱・同五郎義清・熊谷次郎直實・子息小次郎直家・平山武者所季重・大野次郎直經・小河次郎資能・原三郎清益・多々羅五郎義春・其子太郎光義・渡神彌五郎清忠・別府小太郎清重・金子十郎家忠・同興一親範・源八廣綱・片岡太郎經春・伊勢三郎義盛・奥州佐藤三郎嗣信・同四郎忠信・江田源三・熊井太郎・武藏坊鎌慶・是等を先として都合其勢一萬餘騎、同日の同じ時に都立て丹波路に懸り、二日路を一日に打て、丹波と播磨の境なる三草山の東の山口、小野原に陣を取たりける、平家の方の大將軍には小松新三位中將資盛・同少將有盛・丹後侍従忠房・備中守師盛、侍大將には伊賀牛内兵衛清家・海老次郎盛方を先として其勢三千餘騎にて、三草山の西の山口に進寄せて陣を取る、其後の戊午計に大

將軍九郎御曹司義經侍大將土肥次郎實平を召て、平家は是より三里隔て三草の山の西の山口に大勢て控えたり、夜討にやすへき、又明日の軍かと宣へば、田代冠者進み出て、平家の勢は三千餘騎、御方の御勢は一萬餘騎、遙の利に候、明日の軍と延られ候ならば平家に勢附き候なんす、夜討好らん覺候と申されければ、土肥次郎いしうも申させ給ふ田代殿哉、誰も角こそ申度つれ、夜討よかんぬと覺候と申ければ、兵とも暗さは聞し如何せんと日々に申ければ、御曹司例の人續松は如何にと宣へば、土肥次郎さる事候とて、小野原の在家に火をそ懸たりけり、是を初め野にも山にも草にも木にも火を懸たれば晝には些も劣ずして三里の山をそそ越行ける、中略 平家の方には其夜夜討にせんするをは夢にも知らず、軍は定て明日の軍にてそあらんすらん、軍にも眠たいは大事の物で、能く寐て軍せよ者共とて、先陣は自ら用心しけれ共、後陣の兵共は或は甲を枕かぶとにし、或は鎧の袖服などを枕として、前後も知らずそ臥したりける、其夜の夜半計り、源氏一萬餘騎三草山の西の山口に押寄て、閻を咄と作りける、平家の方には餘りに憚あはてざわい噪うごて、弓取る者は矢を知らず、矢を取る者は弓を知らず、あはてふためきけるが、馬に當てられしとつ思ひけん皆中を開けてそ通しける、源氏は落行く平家をあそに追懸け爰に追攻め、散々に責めければ矢場に五百餘人討たれぬ、手負の者共多かりけり、大將軍新三位中將資盛・同少將有盛・丹後侍従忠房三草の手を破られて面目なうや思はれけん、播磨の高砂より舟に乗て讃岐の八島へ渡り給ひぬ、備中守師盛計りこそ何としてかは洩れさせ給ひたりけん、平内兵衛海老次郎を召具して一の谷へそ参られける、

丙辰九月領主建」と鏄せり。八幡社記にいふ、治部大輔源滿政は長徳二年此の地に入部し、長保年中自作の影像並に稻荷・八幡の兩神像を刻みて、押方山に小祠を造營して安置し、八幡神社と稱し、後長和元年三月二十四日此の地に自及す、依て社殿の山下に埋葬せりと。今碑は安部攝津守の墓地を修めて建設せしものなり。社は元龜年間に社殿回祿の災に罹りしも、三座の神像は叢中より出で給ひて恙なかりしかば、滿政の嫡子忠國の裔栖間某更に小祠を建てゝ三座の神像を遷し、八幡神社と稱して自ら神職となり、其の私社となりて無格社なりしが、同四十年六月三日大字森上の郷社岐尼神社に合併せられて今はなし。

慈眼寺は宇福田垣内にあり、放光山と號し、曹洞宗洞雲寺末にして地藏菩薩を本尊とす。文明四年正月開山赤深の檀家の寄財を以て創立せし所なり。境内は貳百四拾七坪を有し、本堂兼庫裏・土藏・藥醫門を存す。

本地は慶長五年より能勢攝津守頼次の預所たりしが、元和八年徳川氏代官の支配に歸し、寛永五年大坂城代阿部備中守正次の役知に轉じ、慶安二年安部攝津守信盛の領地となり、同氏世襲して攝津守信發に至り、明治二年六月上地せり、依て半原藩の支配に移り、同四年七月十四日半原縣に屬し、同年十一月十五日額田縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區画の變遷は、大字長谷に同じ。

大字今西

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内にあり、枳根莊に屬せしが、寛永九年より今西村と稱す。一に杵宮村の名ありしといふ。杵宮は岐尼神社なり、同社の條に記するが如く、本地は其の舊地なりしを以て此の名を爲せしものならん。字地に河原・新宅・久保といへるあり。

奥畠山は東北方にあり、一に城山と呼べり、山頂に今西城のありしに依る。城は一に杵の城ともいひ、天文年中森本清左衛門尉の築きて鹽川伯耆守と大に戰ひし所なり。址は東西參拾間・南北貳拾五間にして回字形をなし、今は石壁等の見るべきものなきも、稚松疎生の下に一小祠を存し、里人は山の神と稱して崇敬せり。

蓮華寺は宇東垣内にあり、廣榮山と號し、日蓮宗本滿寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とする。元和二年十二月信徒の協力を得て日進の開創なり。境内は參百貳拾八坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・門を存す。外に鎮守堂あり。

本地は慶長五年より能勢攝津守頼次の預所たりしが、元和八年徳川氏代官の支配に歸し、寛永五年大坂城代阿部備中守正次の役知に轉じ、慶安二年保科越前守正景の領地となり、同氏世襲して彈正忠正益に至り、明治二年六月上地せり、依て飯野藩の支配に移り、同三年十月四日兵庫縣の管轄に轉じ、

同四年八月同縣第三十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月能勢郡第一區一番組に入り、同八年四月三十日第十一區一小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十一區一小區となり、同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同月二十一日第一分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字森上

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内にあり、枳根莊に屬せしが、寛永九年より森上村と稱す。字地に鹽といへるあり、攝津志村里の條に「森上屬邑」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。鹽の地名は冷泉潮井のあるより起れり。井は方五尺・深さ參尺、岩面の龜裂せる所より沸々として涌出し、鹽分を含み、玲瓏底に徹す、攝津志に「潮井有二、一在柏原村、一在鹽村、邑屬森上、俱不堪食用」と記せるものは是れなり。而して舊枳根莊の地はもと枳根郷なり、郷は和名抄に「能勢郡枳根郷木子」と載せ、枳根は岐尼神社の岐尼に同じ、一に杵禰に作れり、蓋し岐尼は杵の邦訓より出で、社は其の產土神たるに依り、遂に郷莊名を爲すに至りしものならん。

岐尼神社は西北宇杉の本にあり、延喜式内の神社にして瓊々杵尊・天兒屋根命・源滿仲を祀れり。

古來枳根莊十ヶ村の產土神なり。所傳に依れば、延暦元年の鎮座にして、代々勅願所となり、神の初めて降臨せられしとき、里民臼の上に杵を架して迎へ奉りしより杵宮と稱し、大字今西の古名を杵宮と呼び、攝津志には岐尼神社を同地にありと記し、大字垂水なる森村三良右衛門氏保管の神社舊記にも今西村にありと記すれば、社地に變更ありしものならん。其の満仲を合祀するに至りしは、満仲の多田城にありしき、家臣多く此の地に居住せしを以て、君恩を子孫に傳へて永く忘れざらしめんが爲めならんといふ。其の神像は左折烏帽子に太刀を佩き給へるものにして、天文年間鹽川伯耆守と能勢小重郎と相戰ひしとき、兵燹に罹りて社傳舊記等の悉く焼失せしときにも、幸に兵燹を免れて今は存せり。社殿は其の後太田和泉守之を再興せり。昔は宮寺ありて成就坊といひしが、今はなし。明治五年郷社に列し、同四十年二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。同年五月十日大字神山字垣内山の無格社土祖神社(彦田)・同愛宕神社(彦田)・大字山田字北山の同愛宕神社(火産)・同月十三日同大字字ヨシハの同八幡神社稻荷神社(保食)・大字長谷字コケラ林の同龍王社(見神)・同大字字ヨシハの同八幡神社(天皇)・同愛宕神社(彦田)・同山王神社(彦田)・大字上杉字奥の谷の同住吉神社(男命)・同大字々森の奥の同道祖神社(八衡比)・同大字々替地田の無格社幸神社(大歲)・大字平野字權現山の村社熊野大神宮(野命)・大字今西字奥畠の無格社(天皇)・同月二十二日大字上杉字ハエカ谷の村社八幡大神宮(應神)・同大字

九頭神社(少童命)・大字垂水字五月田の村社新宮神社(伊邪那美命)・大字稻地字天神山の同天満宮(菅原道真)、同年六月三日大字神山字宮山の同ハ坂神社(速玉素盞烏命)・同大字々宮垣内の無格社八幡神社(應神天皇・豐受比賣神・源溝政)、同年十二月九日大字長谷字コケラ林の同八坂神社(素盞鳴命・應神天皇・菅原道真)・大字山田字本庄の村社大原神社(豐受比賣命)、同月十三日大字栗栖字内山の同岐尼神社(杵尊)を合祀せり。境内は八百七坪を有し、本殿は一段の高所にありて杉檜之を護り、拜殿・社務所・神輿庫・繪馬所を存し、末社に稻荷神社・大國主神社・蛭子住吉神社あり。氏地は本地及び大字山田・同長谷・同垂水・同神山・同今西・同平野・同稻地・同上杉・西郷村大字栗栖にして、例祭は五月十五日、夏祭は八月十二日なり。

名 寄 おのつから神の心にならはしのきねか宮居の月そさやけき

森上城址 林寺 森上城址は字大明にあり、大明山と號し、臨濟宗相國寺派興聖寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾貳坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

森上城址は北方大明山頂にあり、山は一に城山と呼ばる。址は東西參拾間・南北壹百貳拾間の坦地にして、高さ五尺乃至參尺の土牆の如きもの斷續して今尚存し、稚松盤舞せり。古老の口碑に依れば、能勢小重郎の據りし所なりといふ。然れども興廢の年月は詳ならず。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字今西に同じ。

大字平野

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内にあり、枳根莊に屬せしが、寛永九年より平野村と稱す。字地に上の所・向ひ所・下所・前所といへるあり。

最明寺は字藪の花にあり、寶光山と號し、真言宗高野派西南院末にして藥師如來を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百參拾四坪を有し、本堂・庫裏及び地藏堂を存す。

本地は慶長五年より能勢攝津守賴次の領地たりしが、元和八年大坂城代阿部備中守正次の役知に轉じ、慶安二年安部攝津守信盛の領地に換り、寛文年中徳川氏代官の支配に歸し、天保十年永井飛驒守直寛の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字今西に同じ。

大字稻地

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内にあり、枳根莊に屬せしが、寛永九年より稻地村と稱す。俗に西稻地と呼べり。字地に上の町・下の町・南の町・北の町といへるあり。

觀音寺

觀音寺は宇下シユケにあり、妙知山と號し、眞言宗高野派西南院末にして白衣觀世音を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百九拾坪を有し、本堂兼庫裏・鐘樓堂・土藏・腕木門を存す。

法華寺

法華寺は字寺の上にあり、吉井山と號し、日蓮宗本滿寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とする。元和九年二月信徒の協力を以て建營せり。開基は日久上人ならんといふ。境内は壹百五拾四坪を有し、本堂兼庫裏の外に鎮守堂あり。

稻地邸の址

稻地邸の址あり、天文年中稻地伊賀守の居りし所なりといふ。又多田塚といへるあり。傳へいふ、天文年中能勢小重郎の多田城主鹽川伯耆守と武威を爭ひける時、多田方は其の舍弟修理・同主膳兩人大將となり、土卒數百騎を從へて此に攻め來りしかば、能勢方は森本左衛門・山田帶刀・大町右衛門・井内孫之進・木原右衛門尉・長谷一重等究竟の軍士數百人出で、防ぎ戦ひ、修理兄弟を討ちて、其の屍を埋めし所なりと。

本地は慶長五年より能勢攝津守頼次の預所たりしが、元和八年徳川氏代官の支配に歸し、寛永五年大坂城代阿部備中守正次の役知に轉じ、慶安二年再び徳川代官の支配に歸し、天保十年永井飛驒守直寛の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區画の變遷は、大字今西に同じ。

大字上杉

本地は古來能勢郡に屬し、西郷の内になり、枳根莊に屬せしが、寛永九年より植杉村と呼び、後文字を改めて上杉村と稱す。字地に平井・藪中・南といへるあり。東西北に山を負ひ、南は耕地に臨めるも、山間に位して恰も薬研の如し。

靈雲寺は字替地田にあり、龍泉山と號し、臨濟宗妙心寺派法常寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とする。義經陣屋の址あり、元暦元年源平合戦のとき、京都より丹波路を経て一の谷鷺越に赴くに當り、平家の軍勢三千餘騎三草山に出張しけるに依り、義經は暫く此に陣し、田代冠者信綱の智計に依りて平家の陣へ夜討し、勝に乗じて一散に一の谷へ押寄せし所なり。

義經陣屋の址

平家物語 田代冠者と申は、父は伊豆國の前國司中納爲綱の末葉はり、母は狩野介茂光か娘を思て設けたりしな、母方の祖父に預て弓矢取には仕立たり、俗性を尋ねれば、後三條院第三の王子輔仁親王の五代の孫なり、俗性も能き上弓矢を取ても好かりけり、上杉城の址は北方苦無山頂にあり、東西九間・南北貳拾五間半の地にして、稚松を生せるのみにて遺跡の見べきものなし。里俗の口碑にいふ、向式部丞の居址なりと。又或はいふ、小鹽氏の據守せし城址なりと。其の孰れの正なるかは明ならざれども、小鹽氏の裔は今も本地にあり。

本地は慶長五年より能勢攝津守頼次の預所たりしが、元和八年徳川氏代官の支配に移り、寛永五年大坂城代阿部備中守正次の役知に轉じ、慶安二年再び徳川代官の支配に歸し、天保十年永井飛驒守直寛の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字今西に同じ。

上
計
杉
一八五·五西
六九·〇四七
一
二、九四七
一、一九九·九六二六
三、四〇〇
三、零八一
三、零八一
三、零八一

398
120

終

